

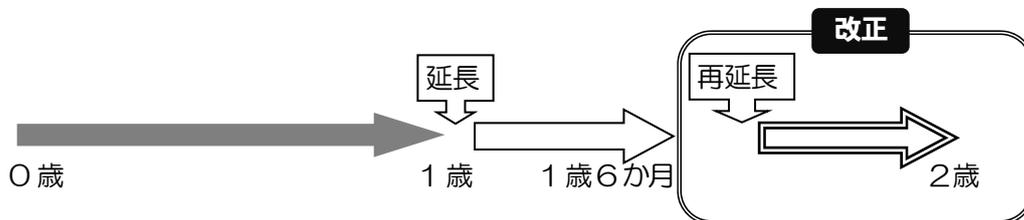
市第 135 号議案 横浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

<議案の概要>

「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部改正に伴い、非常勤職員の育児休業に関する規定の整備及び国の人事院規則改正を踏まえた所要の改正を行うため、横浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正を行います。

1 非常勤職員（再任用短時間）の育児休業期間の再延長

原則として1歳までとなっている育児休業について、一定の要件を満たす場合は1歳6か月まで延長することができますが、更に6か月（2歳まで）の再度の延長を可能とします。



1歳6か月から2歳までの子を養育するため、1歳6か月到達日から育児休業を再度延長する場合、次の要件をいずれも満たす必要があります。

- ①当該子について、当該非常勤職員又は配偶者が1歳6か月到達日において育児休業をしている場合
- ②当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが特に必要と認められる場合として、**市長が定める場合**に該当する場合

※**市長が定める場合**とは、下記のとおりです。

- ・保育所の入所を希望しているが入所できない場合
- ・子を養育する予定であった配偶者が、疾病等になり養育が困難となった場合 等

2 常勤職員の再度の育児休業等の取得要件の追加

国の人事院規則の改正を踏まえ、再度の育児休業等の取得要件を追加します。

- ①配偶者が負傷又は疾病により入院した場合
- ②配偶者と別居した場合
- ③育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われない場合 **追加**
- ④その他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなった場合

3 施行日

平成 30 年 4 月 1 日